

## 転出後も引き続き在籍園で保育を希望される方へ

R6 年度版

## ● 2号認定の継続について

我孫子市内の認定こども園では、教育・保育給付の2号認定対象者は我孫子市に住民票がある世帯のみとなります。そのため、我孫子市外に転出された時点で2号認定は継続できません。転出先の市区町村において1号認定申請の手続きを行ってください。

## ● 新2号認定について

引き続き保育を必要とされる場合、1号認定に加えて新2号認定（施設等利用給付第2号認定）を受けることにより、預かり保育料に対する給付（施設等利用給付）を受けることが可能です。

※ 認定の違いについては、以下のとおりです。

< 2号認定と1号認定+新2号認定の違い >

認定状況	保育料	預かり保育料
2号認定	無償	認定された時間内であれば、原則無償
1号認定 + 新2号認定	無償	利用日数に応じた額（利用日数×450円）と、実際に園に支払った預かり保育料を月ごとに比較し、低い方を給付。 （月額上限額 11,300円）※半年ごとの償還払い

※ 満3歳児については、新2号認定ではなく、新3号認定となり、非課税世帯のみが申請可能です。

## ● 転出時の申請について

転出時には、転出先の市区町村において教育・保育給付認定、および必要な場合は施設等利用給付認定、それぞれの認定に対して申請手続きが必要となります。

必要な手続きや書類については、在籍されている認定こども園もしくは転出先の市区町村にお問い合わせください。

【問い合わせ・提出先】 〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地

我孫子市役所 保育課 子育て係

電話：04-7185-1111(内線 322・572)